

1 3 社団法人青森県栽培漁業振興協会

1 法人の概要

(平成 21 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 西崎 義三	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課		
設立年月日	昭和 62 年 4 月 1 日	基本財産	801,428 千円		
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率	
	青森県		270,000 千円	33.7%	
	沿岸市町村(22)		270,000 千円	33.7%	
	漁業協同組合等(53)		261,428 千円	32.6%	
組織構成	区分		人数	うち常勤	備考
	理事		18名	1名	県OB1名
	監事		3名	0名	
	職員		6名	6名	
	業務内容				
水産動植物の種苗(種卵を含む。)の生産、育成、放流及び配布、水産動植物の種苗量産技術の改善、水産動植物の放流による効果調査、栽培漁業に関する普及啓発等					
経営状況 (平成 20 年度)	経常収益	206,593 千円	(その他参考)		
	経常費用	180,299 千円	県からの補助金	23,444 千円	
	(うち事業費	161,951 千円)	県の土地・施設等使用料に係る減免試算額		
	当期経常増減額	26,294 千円		23,415 千円	
	当期一般正味財産増減額	25,914 千円	県からの受託事業収入	4,393 千円	

2 沿革

漁業を取り巻く内外の厳しい諸情勢のもとにあって、本県漁業の 21 世紀に向けた飛躍的な発展を図るためには、本県沿岸・沖合海域を最大限に利用した「つくり育てる漁業」を積極的に推進することが最も重要な課題であった。

そこで、沿岸漁業の中で主要な魚種であるヒラメについて、県、市町村、漁業団体、漁業協同組合及び漁業者が一体となって栽培漁業化を進めるため、昭和 62 年 4 月に当法人が設立された。

当法人は、全国初の試みとして、県、市町村及び水産業界が 3 分の 1 ずつ出資するとともに、漁獲金額の 3% を漁業者が拠出し、運営費に充てるといった協力体制で発足し、栽培漁業の全国的モデルとなった。

平成 13 年 11 月からは、財団法人青森県栽培漁業公社のアワビ栽培事業を引き継ぎ、アワビの種苗生産及び販売を併せて行っている。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 経費の削減及び収入の増加に向けた努力の継続

平成18年度の報告書では、「金利の上昇及びヒラメに係る漁業者負担金の回復により収入が一定程度増加するまでは経営の自立・独立化は困難な状況にあるが、引き続き経費の削減及び新魚種の種苗生産による収入の増加に努めること」を提言していた。

この点について、当法人から、超低金利下にあつて基本財産の運用益が当初の想定額を大幅に下回っていることから、より効率的に運用するため、平成19年3月に、資産管理責任者、運用対象債券、運用手続等を定めた「債券運用規則」を制定し、それまで国債を中心に運用していたものを円建外債（仕組債）に変更したことが報告された。

当法人ではこれまで、委託契約の見直し、見積入札業者の新規参入を進めてきたほか、人件費については、他の公社等に先駆けて平成17年度に給料月額及び賞与を10%削減し、平成18年度はさらに削減率を引き上げ、給料月額は約14%、賞与は約22%とするなど、大きな見直しを行ったことに加え、漁業者負担金の見直し、種苗の販売単価の引き上げ、新魚種の種苗生産・販売に取り組むなど、収入・支出両面においてあらゆる努力を払った結果、平成19年度からは人件費補助等を内容とする県補助金が廃止され、「経営の自立・独立化」を達成したところである。

また、平成20年度からは、更なる新魚種（アユ）を導入し収入の確保に取り組んだほか、栽培水槽の水温を一定に保つために必要となる燃料の費用を節約するため、これまで導入事例のないトランスヒートコンテナによる熱供給を新たに導入するなど、更なる経費節減に向けて取り組んでいるところである。

当法人の今後の経営については、円建外債の運用状況及びヒラメの水揚げ金額に応じた漁業者からの負担金という外部的要因に期待するところが大きいですが、これまでの当法人の経営の安定化・健全化に向けた積極的な取組は十分に評価されるべきであり、当法人が「栽培漁業の振興に必要な事業を行い、水産動植物の資源の増大と本県沿岸漁業の安定的発展に寄与する」という役割を適切に果たすことができるよう、今後もこれまでの経営努力を継続していくことを期待するものである。

(2) 基本財産の運用リスクの管理の徹底

当法人は、その主要事業であるヒラメの栽培事業に要する経費について、ヒラメの水揚げ金額に応じた漁業者負担金と約8億円の基本財産の運用益により事業を実施しているが、その運用に当たっては、リスク管理について慎重に対処する必要がある。

とりわけ当法人では、先に述べたとおり、平成19年3月に、資産管理責任者、運用対象債券、運用手続等を定めた「債券運用規則」を整備し、円建外債での運用を導入しているが、当該債券は償還時に豪ドルで償還されるもので元本割れのリスクを負うものであり、また、基本財産の約75%を当該債券で運用している。当法人の基本財産は県、市町村及び水産業界が3分の1ずつ出資した貴重な財源であることに留意して、為替変動リスク、信用リスク等のリスク管理を厳格に行う必要がある。